

除斥期間の適用制限についての一考察 (2・完)¹⁾

仮 屋 篤 子

- I 問題の所在
- II 判例に見る適用制限の基準 (以上46巻3号)
- III 判例に見る時効期間停止の基準
- IV まとめ

III. 判例に見る時効期間停止の基準

(1) 時効期間停止の基準

前稿(II)では、判例における除斥期間の適用制限、特に724条後段の期間の適用制限に係る適用制限を中心に判例を概観した。しかし、事案数が少なかったことや事案のパターンを限定してしまったこと、また調査ミスもあったことから、明確な基準を見出すことができなかった。そこで後半では更に対象を広げて、除斥期間に限らず、一般に時効の停止²⁾が問題となるときに、その基準として何が考慮されているのかを見ることにする³⁾。

⑩ 横浜地裁昭35.7.15 (下民集11巻7号1497頁)

【事案の概要】昭和20年10月、建物所有の目的で土地の賃貸借契約が締結され、賃借人が右借地を占有していたところ、昭和21年3月30日に右借地が突然旧連合国占領軍の共用地として接収されたため、賃借人が同土地を使用することができなくなった。その後アメリカ合衆国駐留軍の共用地として引き続き接収されてその状態が継続したが、昭和33年4月15日に接収が解除され、同時に所有者に返還引渡され、土

地所有者が占有使用することとなった。そこで賃借人が、同土地の所有者たる賃貸人に対し、賃借権に基づいて本件土地の引き渡しを求めた。

これに対し賃貸人は、賃借人は賃貸借の成立した昭和20年11月ごろ以降10年以上その賃借権を行使しなかったから、同賃借権は時効により消滅したと主張したところ、賃借人は、本件土地の接収期間中は時効は進行せず、接収解除の時から進行するのであるから、本件賃借権は未だ時効により消滅していないとして争った。

【判旨】およそ消滅時効は権利を行使することを得る時より進行するのであって、権利が発生し、しかも、その行使の時期が到来して、その行使に法律上の障害のない時から進行すると解するを相当とするから、権利を行使することを得る時においてこれを妨げる法律上の事由がある場合には、消滅時効はその進行を開始しないけれども、そうでなくして、一旦その進行を開始した後にその権利の行使の障害となる法律又は事実上の事由が発生した場合には、その進行中の時効は民法161条に定める時効の期間満了の時にあたって天災其他避くべからざる事変のため時効を中断することができない場合のほ

かは停止しないものといわなければならないところ、本件においては、本件土地が……原告告間の土地賃貸借成立の約4カ月後である昭和21年3月30日に旧連合国占領軍に接収され、爾来同軍の、そして後にはアメリカ合衆国駐留軍の共用地としてその接収が継続され、昭和33年4月15日に至ってようやく接収解除となったものであって、その接収期間は12年余に及んだことは当事者間に争いがなく、しかも、右賃貸借成立後右接収に至るまでの約4カ月の間原告が建物所有の目的で同土地を使用収益することによりその賃借権を引き続き行使したという事実を肯認するに足る証左はないから、原告は右賃貸借の成立によりその賃借権を行使できる時からすなわち、おそくとも、接収直前においてこれを行使しないでいるうちに、右接収によりその行使を妨げられるに至ったことが明らかであって、この接収のために賃借権の行使が不可能にはなったが、その以前に進行を開始した時効は、接収そのものが時効中断の事由とならないと解すべき（民法147条）であるから、接収によって中断されることもなく、又、接収が時効期間満了の時にあたっての時効中断不能の原因事実である天災その他避くべからざる事変に該当するとも解し得られないのであるから、接収によってその進行を停止されることもなかったといわねばならず……原告の主張は採用することができない。

⑪ 最高裁昭35.9.2（民集14巻11号2094頁）

【事案の概要】旧民法下において法定の相続人がおらず、当時の法律に従って親族会において亡Aの相続人に選定された被上告人が、本件土地につき、何らの過失なく相続により自分の所有になったものと信じて占有を開始、継続した。その後、亡Aから本件土地を買受けたとす

る上告人が所有権移転登記手続きをなしたため、被上告人が取得時効完成による土地所有権の確認を求め、かつ上告人に対し、所有権移転登記手続きを求めた。

【判旨】原判決は「民法160条は時効期間経過前6ヶ月前に相続財産管理人の選任された場合の規定であって、右説字のごとく被控訴人の取得時効完成後管理人が、選任された場合にはその適用はないものというべきであるから、右時効完成の時期は、前記管理人の選任により異同を生じない」旨判示している……。しかし相続財産に関しては相続人が確定し又は管理人の選任せられた時より6ヶ月以内は時効の完成しないことは右民法160条の明定するところであって、従って相続人確定又は管理人選任なき限り相続財産に属する権利及び相続財産に対する権利については時効完成はありえないのである。それ故相続人確定又は管理人選任前たとえ相続財産たる不動産を十年間所有の意思を以て平穩且公然、善意無過失に占有したとしてもこれによって取得時効が完成することはないのであるから、この点に関する原判決の解釈は誤りである。

⑫ 大阪地裁昭41.8.3（行政事件裁判例集17巻7・8号873頁）

【事案の概要】違法な買収処分により農地の所有権を失った者が、右処分の取消を求めた。これに対して被告は、処分の取消が認められたとしても、本件土地は取得時効が完成したことにより、その所有権は被告にあるとして争った。

【判旨】違法な買収処分によって目的物の所有権を失った者は、右処分の取消がない限り、その占有者の取得時効を中断する手段がない。

違法な買収処分を受けた者は、取消訴訟による勝訴判決の確定により、処分時にさかのぼって失った権利を回復することができる。違法な買収処分によって所有権を失った者にとっては、取消訴訟が唯一にして最善の権利救済手段である。

しかるに、買収処分取消訴訟を提起しているにもかかわらず、この訴訟が必ずしも原告の責めにのみ帰することのできない事由によって遅延し、その間に目的物の所有権が占有者によって時効取得せられるというような結果を認めることは如何にも不合理である。被買収者には、目的物の取得時効を中断する手段がないのに、取消訴訟の判決前に目的物が占有者に時効取得されることが是認せられるものとすれば、違法な買収処分をした行政庁は、取消訴訟を遅延せしめることによって、所期の目的を達することができるという不都合な結果を招くことにもなるのである。

ところで、時効期間の満了にあたって故障が存在し、中断行為をすることが著しく困難な場合につき、時効停止の制度を設けて、民法158条以下に故障事由に応じた一定の期間だけ時効の完成を猶予することが規定せられている。右の規定は制限的なものと見るべき合理的な根拠がないから、類似の事由ある場合につき類推適用せらるべきものと解される。すなわち、違法な買収処分により目的物の取得時効期間の満了にあたって、取消訴訟がなお継続中であるときは買収処分による故障が存在して、所有権の主張たる取得時効の中断行為をすることが不可能であるから、これに最も近い故障の場合の民法160条を類推適用して、右事件の取消判決の確定により右買収処分の効力が失われしめられた後6箇月の間は、取得時効の完成が猶予せられるものと解すべきである。

⑬ 最高裁昭42.11.17（判時509号29頁）

【事案の概要】詳細不明

【判旨】（債権者が債務者の第三者に対する債権を仮差押えした場合に）本件仮差押え決定により、その仮差押え決定の取消判決が確定するまでは、上告人の被上告人に対する債権の行使が妨げられているが故にその間本件時効は進行を停止したというのであるが、右は民法158条乃至161条所定の停止の事由に当たらないことは明らかであるから、所論は採用できない。

⑭ 東京地裁昭57.9.17（判時1060号96頁）

【事案の概要】連合国軍による日本国占領の一環として、土地の接収が行われた場合に、その所有者が土地所有権を主張したところ、被告国および東京都が、取得時効の完成による所有権獲得を主張し争った。

【判旨】原告らからの本件土地についての所有権主張に対し、被告国が一旦回答の猶予を願い、その後、本件土地が旧陸軍省買収済みのものであるから被告国に所有権移転登記をなすよう申し入れるに至った状況は、前記認定のとおりであり、戦争末期から戦後にかけての混乱期におけるいわゆる軍用地の取得関係の調査が相当に困難であることは容易に推認できるところ、被告国が原告らに対し解答の猶予を願うことによってあえて取得時効の完成を意図したということを窺わせるに足る証拠はなく、原告らが被告国に対し、本件土地につき所有権を主張して賃貸借契約の締結を求めてきたことに対し、被告国が解答の猶予を願い、その後……回答したからと言って、その間、原告らが本件土地所有権を積極的に主張して時効中断の挙に出ることに何ら支障があったわけでもなく、右期

間中時効の進行は信義則上停止していたとすべき合理的理由はない。

⑮ 大阪高裁平6.3.16（判時1500号15頁）

【事案の概要】予防接種ワクチン禍大阪訴訟控訴審判決

【判旨】……民法724条後段は、被害者の主観的認識とはかかわりなく、不法行為の時から20年という客観的な期間経過の事実によって法律関係を安定させることを目的とした規定と解するのが相当である。……除斥期間の満了が停止されると解すべき様な特別な規定のない限り、被害者が損害賠償を請求することができたかどうかというような被害者側の主観的な事情はこれを考慮しない趣旨と解される……

民法158条は、……未成年者あるいは禁治産者が法定代理人が欠けた状態にある場合には、その状態が解消するまでの間及びその状態が解消してから6か月の間は消滅時効が停止することを認めているが、その趣旨は、これらの者は行為能力（あるいは意思能力）が十分でなく、権利を有している場合であっても、法定代理人なしにはその権利を保全することが全く期待できないにもかかわらず、行為能力が欠如した状態のまま消滅時効を完成させることは、その結果があまりにも不当であって著しく正義に反することとなるため、時効制度を認める一方で、例外的にこれらの者の権利の保護を優先しようとした点にあるものと解される。

そうだとするとその制度趣旨は、禁治産宣告を受けていない場合であっても、その者が禁治産者と同様の状態にあって実質上行為能力が著しく欠如した状態にあるものについても及ぼされるべきであり、また、それを消滅時効の場合に特に限定すべき合理的な理由もないから、除

斥期間の満了が問題とされる場面においても類推適用されるものと解するのが相当である。

⑯ 東京地裁平11.5.28（判時1704号102頁）

【事案の概要】被保険者が高度障害者となった時に高度障害保険金が支払われる旨の保険金契約が結ばれ、その後被保険者が禁治産宣告を受けたところ、後見人が選任される前に被保険者の元夫に対して保険金が支払われた。被保険者の後見人が改めて保険金を請求したところ、保険会社は元夫に対して保険金が既に支払われたこと、元夫に対する保険金の支払いが有効でないとしても、保険金請求権は、支払い事由の発生した日から3年間で時効により消滅した旨主張して争った。

【判旨】……本件保険金請求権の消滅時効は、原告に高度障害が発生したときに進行を開始したものである。

もっとも、右のように解すると、意識がない状態のまま3年間を経過することにより、原告は、本件保険金請求権を時効によって失ってしまうことになるが、それで良いかという問題はある。本件の高度障害保険のように、被保険者が重篤な疾患に陥ることが保険金支払い事由となっているような場合に、その支払い事由によって被保険者が心神喪失の常況にある者になりながら、被保険者が禁治産宣告を受けておらず、したがって、被保険者を有効に代理する者がいないまま、3年の経過によって保険金請求権を時効にかからせるというのでは、被保険者の保護に欠け、被保険者にとって酷な結果になるからである。したがって、本件のような場合は、民法158条を類推して、時効期間満了の前6か月内に事実上禁治産宣告を受けたに等しい状態にある者、すなわち心神喪失の常況にある

者については、その者が禁治産宣告を受け、後見人が法定代理権を行使しうようになったときから6か月は時効が完成しないものと解するのが相当である。

⑪ 東京高裁平17.4.19（訴訟月報53巻1号1頁）

【事案の概要】中国国民である控訴人らが、被控訴人日本国に対し、旧日本軍の戦時における行為による損害の賠償を求めた事件。

【判旨】控訴人らは、最高裁平成10年判決を援用し、本件においては、極めて特殊な事情があり、控訴人らが権利行使をすることができなかった主要な原因が被控訴人にあるから、除斥期間の適用が制限されるべきである旨主張する。しかし最高裁平成10年判決が民法724条後段を適用することが著しく正義・公平の理念に反しその適用を制限することが条理にかなうとした事例をみると、……極めて限定された事実関係の下で、民法158条の規定の適用が時効の場合について可能であるのに除斥期間については不可能となることによる不均衡をも考慮の上、文言通りの法規の適用が法全体を支配することを許容したものであって、除斥期間の適用を具体的事情によって制限することを広く認めたものではない。ところが、本件においては、控訴人らの主張を前提とすれば、控訴人らは本件加害行為に係る加害者が旧日本軍の構成員であることを、本件当時から認識し又は容易に認識しえたことが明らかであるといえるから、政治上その他の事情によって、本件におけるような権利行使が困難な事情にあったとしても、そのような事情があることを以て除斥期間の延長を容認することは、民法724条後段の法意にもとるものであって、最高裁平成10年判決の趣

旨を超えるものというべきであり、そのほか控訴人らの主張する事情を以て、民法724条後段の適用を排除すべき特段の事情とするには当たらない。

⑫ 東京地裁平18.6.7（判時1937号3頁）

【事案の概要】昭和31年7月から昭和34年9月にかけて、被告日本国が国策として実施したドミニカ共和国への移住に応募し、その国営入植地に入植したところ、募集の際に示された移住条件が実現されずに多大な損害を被ったなどとして、入植者らが債務不履行又は国家賠償法1条1項に基づいて損害賠償を請求した。

【判旨】被告には、……ドミニカ移住政策遂行過程における調査義務及び情報提供義務の違反による国家賠償法1条1項に基づく損害賠償義務が発生したものと認められるが、……当裁判所は、上記請求権は、民法724条後段の規定により消滅したものととして取り扱わざるを得ないものと判断する。

その理由は、次のとおりである。

国家賠償法4条によって適用される民法724条後段によれば、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権は、不法行為の時から20年の経過によって消滅するものとされている。この民法724条後段の規定について、原告らは時効期間を定めたものであると主張するが、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解するのが相当である。すなわち、同条がその前段で3年の短期の時効について規定し、更に同条後段で20年の長期の時効を規定していると解することは、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する同条の趣旨に沿わず、むしろ同条前段の3年の時効は損害及び加害者の認識という被害者側の主観的

な事情によってその完成が左右されるが、同条後段の20年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当であるからである。そして、裁判所は、不法行為による損害賠償を求める訴えが除斥期間の経過後に提起された場合には、当事者からの主張がなくても、除斥期間の経過により上記請求権が消滅したものと判断すべきであるから、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるとの主張は、主張自体失当であると解すべきである。

……ところで、……平成10年判決は、平成元年判決が示した判断枠組み（民法724条後段の規定は除斥期間を定めたものであり、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるという主張は、主張自体失当であるというもの）を維持した上で、「不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解するのが相当である」と判示した。これは、不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6か月内において当該不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合には、除斥期間をそのまま適用すると、当該被害者がおよそ権利行使が不可能であるのに、単に20年経過したということのみをもって一切の権利行使が許されないこととなる反面、心神喪失の原因を与えた加害者は、20年の経過によって損害賠償義務を免れる結果となり、著し

く正義・公平の理念に反することになること、そして、民法158条は、時効の関係で、このような場合に被害者を保護するために、被害者が能力者となり又は法定代理人が就職したときから6か月内は時効は完成しない旨を規定しているが、除斥期間に関しても、当該被害者を保護する必要があることは民法158条の場合と同様であり、その限度で同法724条後段の効果を制限することは条理にもかなうことを判示したものと解される。

そうすると、平成10年判決は、上記のように極めて限定された事実関係の下で、民法158条の時効の停止規定の適用が時効の場合について可能であるのに、除斥期間については不可能となることによる不均衡等をも考慮の上、民法724条後段の適用を制限したものである。こうしたことに加え、除斥期間の制度趣旨、その性格等にかんがみると、原告らが主張するような一般的な正義、公平の理念によって除斥期間の規定の適用を制限することはできないというべきである。

……民法724条後段の規定の適用を制限すべき事情（すなわち、時効の場合には民法158条の時効の停止規定の適用が可能であるのに、除斥期間についてはそれが不可能となることによる不均衡等をも考慮の上、民法724条後段の規定の適用を制限した平成10年判決の事実と同視し得る特段の事情）が存在するか否かについて検討する。

確かに、本件記録、特に、原告らが作成した陳述書、原告らに対するインタビューの模様を撮影したビデオテープ、当法廷における原告本人尋問の結果等によれば、原告らが、ドミニカ移住により物心両面わたって幾多の辛苦を重ねてきたことが十分に認められる。

しかしながら、原告らの本件訴訟の提起に至

る経緯を通観すると、除斥期間が経過するまでの間の原告らの行動に関し……帰国原告らは、既に昭和37年の時点で、被告の責任を追及するために、積極的に行動していた。また、残留原告らは、遅くとも昭和49年4月ころまでの間に、土地問題の解決は直接日本政府と交渉すべき課題であるとの前提に立って、その解決に向けて、様々な取り組みを開始していたのである。それにもかかわらず、原告らが本件訴訟を提起したのは、除斥期間が経過した後であり、しかも、それから更に20年余り経過した後であったが、除斥期間経過後の原告らの行動に関しては、上記（1）ウの事実（より具体的には、残留原告らについては、前記3（3）イないしエ認定事実）が認められる。以上のほか、民法158条が時効の停止事由の消滅から6か月で時効が完成する旨を規定していることなどをも考慮すると、本件全証拠によっても、民法724条後段の規定を適用することが、平成10年判決の事案と同程度に著しく正義・公平に反するものと認めることはできないといわざるを得ない。

この点について、原告らは、〈1〉被告が国策として行ったドミニカ移住に由来する注意義務違反によって国家賠償法上の損害賠償請求権が発生したこと、〈2〉除斥期間の適用によって義務の消滅という効果を受けるのが除斥期間制度を創設した国であること、〈3〉原告らの被った被害が極めて重大なものであること、〈4〉被告が不誠実で曖昧な対応をしたこと、〈5〉外交文書の公開を遅らせたことによって原告らの権利行使や時効中断措置を講ずることが妨げられたこと等の特殊事情がある旨主張する。

しかしながら、民法724条後段の規定は、同条前段の3年の時効は損害及び加害者の認識という被害者側の主観的な事情によってその完成

が左右されるが、同条後段の20年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当であり、したがって、裁判所は、不法行為による損害賠償を求める訴えが除斥期間の経過後に提起された場合には、当事者からの主張がなくても、除斥期間の経過により上記請求権が消滅したものと判断すべきであるから、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるとの主張は、主張自体失当であるとして取り扱うべきこととなる。加えて、同条後段の規定の適用を制限することについては……原告らが主張するような一般的な正義、公平の理念によって除斥期間の適用を制限することはできないというべきである。以上の諸点のほかに、……原告らが本件訴訟を提起するに至るまでの間の経緯をも総合的に考慮すると、原告らが主張するような上記事情があることをもって除斥期間の延長を認めることは、民法724条後段の法意と相容れないといわざるを得ず、その適用を制限すべき特段の事情とするには当たらないというべきである。

⑨ 東京高裁平20.2.20（判タ1301号201頁）

【事案の概要】日米韓の沖縄返還交渉に係る秘密文書の漏示をそのかしたとして、国家公務員法違反の罪により有罪の判決を受けた控訴人が、米国公文書の公開等により数々の密約の存在が明確になり、控訴人を有罪とした刑事事件判決が誤判であったことも明確になったなどとし、検察官の公訴提起その他の刑事手続上の後遺、検察官が再審請求をしない不作為、密約の存在を否定する政府高官の発言などが不法行為に当たると主張して、被控訴人国に対し、国家賠償法に基づき、謝罪文の交付並びに損害賠償

として慰謝料の支払いを求めた。

【判旨】控訴人は、民法724条後段の規定は消滅時効を定めたものであるとし、あるいは除斥期間を定めたものであるとしても、被控訴人側に信義則違反ないし権利の濫用に当たる事情がある場合には、これを援用ないし主張することができない、あるいは正義・公平の原理から裁判所がこれを適用することは制限すべきであるなどと主張する。

しかし、〈1〉同条がその前段で3年の短期の時効について規定し、更に同条後段で20年の長期の時効を規定していると解することは、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する同条の趣旨に沿わず、むしろ同条前段の3年の時効は損害及び加害者の認識という被害者側の主観的な事情によってその完成が左右されるが、同条後段の20年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当であるから、同条後段の規定は、不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解するのが相当である。そして、〈2〉不法行為による損害賠償請求権が除斥期間の経過により法律上当然に消滅した場合には、裁判所は、除斥期間の性質に鑑み、当事者の主張がなくともこれを基礎に裁判をすべきであり、除斥期間の援用に対して信義則違反や権利濫用の主張をする余地はないと解される。

そして、同条後段の除斥期間は、「不法行為の時から20年」と規定されているから、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点になると解するのが相当であるところ、控訴人の主張する不法行為により発生する損害（精神的苦痛）

は性質上直ちに発生するものと認められるから（身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生するようなものとは考え難い。）、検察官の各行為及び証人の各証言行為の時点が除斥期間の起算点となるというべきである（控訴人の被害（精神的苦痛）が今なお継続しているとしても、損害が直ちに発生するものである以上、起算点が変わるものではない。）。

もっとも、不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において当該不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後就職した法定代理人がその時から6箇月内に損害賠償請求権を行使したなどの特段の事情がある場合には、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解される。また、20年の期間満了の時にあたり「天災その他避けることのできない事変」が生じたような場合にも、同法161条を類推適用して、同法724条後段の効果を制限する余地があるというべきである。このように、民法の「時効の停止」の規定を類推適用して、同法724条後段の効果を制限する余地がないとはいえないが、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定という除斥期間を設けた法の趣旨や時効の停止についての法の定め方等に照らすと、時効の停止の規定を手がかりにして同法724条後段の効果を制限するためには、少なくとも、「心神喪失の常況」ないし「天災」の場合のように、20年の期間満了にあたり権利行使がおよそ不可能な状況にあったことを要するものと解するのが相当である（単に権利行使が困難という程度では足りない。）。また、そのような状況が解消され

た後速やかに権利行使をする必要もあるというべきである（民法158条、160条等は6箇月以内に、同法161条は2週間以内に権利行使することを求めているのである。）。

このような観点に立って本件をみるに、検察官の上記各行為及び証人の証言行為に係る不法行為についての除斥期間の起算点は各行為の時（検察官の各行為についてはこれを一体のものとしてとらえたとしても、その最後の控訴審の弁論行為の時）となるものであり、上記のように、本件訴え提起までに20年以上が経過している。

そして、除斥期間を適用することが正義・公平に反し、信義則に違反する、権利濫用に当たるとする控訴人の主張は、主張自体失当である。

また、20年の期間満了にあたり控訴人が本件のような国家賠償請求の訴えを提起する等の権利行使がおよそ不可能な状況にあったとは認め難いから（控訴人の主張するところは、平成14年ころまでは本件第1034号電信文案等が違法秘密であることを裏付ける明確ないし決定的な証拠がなく、権利行使が事実上困難であったというにとどまることが明らかである。）、本件では、時効の停止の規定を類推適用するなどして、民法724条後段の効果を制限する余地もないというべきである（また、仮に権利行使が平成14年ころまでおよそ不可能であったとしても、本件訴えが提起されたのは、それから2年以上が経過した平成17年4月25日であるから、権利行使の不可能な状況が解消された後速やかに権利行使をしたともいえないというべきである。なお、控訴人の主張に従えば、本件は、本来、刑事確定判決に対して再審請求をして争うべき事案であるということになる。そして、刑事確定判決に対する再審請求については、期間

の制限はない。）。

（2）判例の整理と若干の検討

今回検討の対象とした判例につき、その事案には様々なものを採用した。所有権の取得時効の成立に係るもの（⑩⑪⑫⑭）、①契約に基づく債権の消滅に係るもの（⑬⑯）、①不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅に係るもの（⑮）、①不法行為の中でも国家賠償に係る損害賠償請求権の消滅に係るもの（⑰⑱⑲）である。これらの判例のうち、一般論として停止が認められたものは、⑪⑫⑮⑯である（但し、当該事案においては停止すべき理由がないとされたものもある）。

最高裁判例は⑪と⑬であるが、⑪はまさに160条が予定している場面であって、特に重要な判断がなされているものではなく、また⑬については、事案の詳細が不明であるとともに、特に詳細な検討をすることなく、当該事案の状況は158条ないし161条所定の停止事由に当たらないとしているのみであるため、本稿の目的への示唆を与えるものではない。

条文ごとに分類すれば、158条に係るもの（⑮⑯⑰⑱）、159条に係るもの（なし）、160条に係るもの（⑪⑫）、161条に係るもの（⑩⑲）である。ほとんどの場合に判断されているのは、主として、期間の満了によって権利を消滅させることが著しく正義・公平の理念に反することになるかどうかということである。特に停止の規定を類推適用できるか否かが争われた事例においては、当該事案に特有の事情が、各停止規定の予定している状況に該当するないしはその趣旨を同じくするかどうかを検討されている。なお、結果としての違い（停止が認められたか否か）はあるものの、当該期間が消滅時効であるか、除斥期間であるか、あるいは取得時効で

あるかによる違いは見受けられない。また、前稿（Ⅱ）で紹介した判例と同様、権利行使が可能であったかどうか（中断が可能であったかどうか）を重視するものもある（⑭⑰⑱⑲）。

Ⅳ. まとめ

ここまで幾つかの判例を概観してきたが、時効停止規定の適用ないしは類推適用が問題となっている場合に、その期間が、消滅時効、除斥期間であろうと、また取得時効であろうと、判例において検討されているポイントに違いがないことがわかった。ならば、724条後段の期間を取り上げて、これが除斥期間であるからといって、他の時効期間に比べてことさら特別なものとして扱う必要はないのではないか。重視すべきであるのは、むしろ、期間の満了によって権利を消滅させることが、著しく正義・公平の理念に反することになるかどうかということであろう。

今回検討した判例においては、契約上の債権の時効消滅や土地所有権の時効取得についても、時効期間の停止の類推適用が問題となっている場合に、724条後段の期間に停止規定を類推適用する場合と同様の考察がなされていることの方が、むしろ問題なのではないだろうか。724条後段に係る法益、ことに平成10年判決にせよ平成21年判決にせよ、侵害されている法益は、人の健康や生命といった重要な法益である。契約上の債権や所有権が重要でないとは言わないが、人命や健康に関して不法行為が成立する状況で、すなわち違法性の高い状況での権利侵害事案につき、厳格に除斥期間論を適用しようとするあまり、加害者の逃げ得とも思われる状況になってしまうのはいかがなものか⁴⁾。

確かに、平成10年判決や平成21年判決のよ

うに、時効停止規定を類推適用することによって被害者の救済を図ればよいと考える向きもあろう。しかし、停止規定が類推適用できない場合はどうなるか。例えば、平成10年判決においては、不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかったために158条が類推適用可能であったが、これが法定代理人が就職したにもかかわらず、平成21年判決のように、加害者が不明であるような場合には、158条160条ともに類推適用は認められないであろう。このような場合には、著しく正義・公平の理念に反する状況でありながら、724条後段の期間を除斥期間と解し、被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと扱うことによって、被害者救済の道を完全に閉ざしてしまうこととなる。

むろん、幾つかの文献で指摘されているように、例えば平成21年判決の場合に、724条後段の期間を消滅時効であると解したところで、起算点が不法行為時＝殺害時とするのであれば、20年の消滅時効期間は完成することとなって、除斥期間説との違いを見いだせないようにも思われる。しかし、消滅時効説を採用することによって、加害者からの権利消滅の主張を、権利濫用ないしは信義則に反するものとして制限することが可能となる⁵⁾。

いささか消去法的な考えではあるが、724条後段の期間の性質についての、現段階での結論としたい。

注

- 1) 本研究は、2009年度名古屋学院大学研究奨励金

除斥期間の適用制限についての一考察（2・完）

- による研究成果の一部である
- 2) 当然であるが、除斥期間も含む
- 3) 今回取り上げた判例は、158条から161条の消滅時効の停止に係る条文が争点となった事例である
- 4) 椿寿夫先生もこの点を指摘し、724条の内部でも、人命や健康にかかわる場合と取引や財産関係に関わる場合とが、救済を認める期間の点で同視されてよいか否かを問題にされている 椿寿夫・三林宏編『権利消滅期間の研究』（信山社・2006年）57-58頁
- 5) 除斥期間説を維持したままで、信義則・権利濫用を考えるものとして、石松勉「除斥期間の経過と信義則に関する一考察」岡山商科大学法学論叢1号（1993年）53頁以下など